化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

第一 条 化学物質 の審・ 査及び製造等 で規制 に関する法律 昭昭 (和四十八年法律第百十七号) *Ø*) 部を次のよう

に改正する。

目次中「第五条の五」を「第五条の六」に改める。

第 一条中 難分解性 の性状を有し、 かつ」を削り、 「が難分解性等の性状を有するかどうかを」を

の性状に関して」に改める。

第二条第三項中 「製造」を「有する性状及びその製造」 に改 め、 同項第一号イ中 「自然的作用による化

よる 学的変化を生じに 化学 的 変化を生じにくい 、 い Ł \mathcal{O} で あ も の ŋ, に 限 か る。 つ、 _ を削 を加 り、 え、 同 号 同 項第一 口 中 「該当するもの」 一号イ中 自 然的 の 下 作用 に に よる化学的 (自然的 変 作 化 用 を 12

生じにくい ものであり、 かつ、 を削り、 同号 口中 「該当するもの」の下に「 (自然的作用による化学的

変化、 を生じにくい ものに限る。)」 を加え、 同条第六項第一号中 「自然的作用による化学的変化を生じに

くい ŧ ので あ り、 か ,つ、 _ を削 り、 同 項第二号中 「該当するもの」 の 下 に 「(自然的作用による化学的変

化を生じにくいものに限る。)」を加える。

第三条第一項に次の一号を加える。

六 その新規化学物質が、 高分子化合物であつて、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害

又は 生 活 環境 動 植 物 \mathcal{O} 生息若 しくは生育に係る被害を生ずるおそれが ない ものとして厚生労働 大臣

経済 産業大臣 及 び 環境· 大臣 が ,定め, る基 準に該当する旨の厚生労働大臣、 経 済産業大臣 及び環境 大 臣 \mathcal{O}

確 認を厚生労働省令、 経済産業省令、 環境省令で定めるところにより受けて、 その新規化学物質 な製

造し、又は輸入するとき。

第三条に次の一項を加える。

5

厚 生労働大臣 経済産 業大臣及び環境大臣は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 第一 項第六号

の確認を取り消さなければならない。

第一 項第六号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

第一 項第六号の 確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環

る被害を生ずるおそれが

あると認めるとき。

第四条第一項第二号から第五号までを次のように改める。

境

動

植

物

の生息若しくは生育に係

一 イに該当するものであつて、かつ、ロに該当しないもの

イ次のいずれかに該当するものであること。

(1) 第二条第三項第一号イに該当する疑い 0 あるもの (同号イに該当するものを含み、 自然的作用

による化学的変化を生じにくいものに限る。)であること。

(2)

当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、

自然的作用に

よる化学的変化により生成する化学物質(元素を含む。)が⑴に該当するものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 第二条第六項第一号に該当するもの (自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。

)であること。

(2) 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、 自然的作用に

よる化学的変化により生成する化学物質 (元素を含む。)が(1)に該当するものであること。

三 前号イに該当せず、かつ、同号ロに該当するもの

四 第二号イ及びロのいずれにも該当するもの

五. 第一 号又は第二号イ若しくはロのいずれにも該当しないもの

第三章第一節中第五条の五の次に次の一条を加える。

(情報の提供)

第五 条 \mathcal{O} 六 第 種 監視化学物質 $\widehat{\mathcal{O}}$ 製造 の事業を営む者、 業として第 種監 視化学物質を使用する者その

他 の業として第 種監視化学物質を取り扱う者(以下 第一 種監視化学物質取扱事業者」という。 は

第 種監視化学物質を他の事業者に対し譲渡し、 又は提供するときは、 その譲 渡 Ļ 又は提供する相

手方に対 Ų 当 該 第一 種監視化学物質 \mathcal{O} 名称 及びその 譲 渡 ĺ 又は提供す るものが 第 種監視: 化学物質

である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

第 + 应 条第二号中 当 該 用途が主として一 般消 費者 \bar{O} 生活 . の 用 に供され る製品 の製造又は 加 工 に 関 する

ものでないことその他」 を削り、 「生じる」を「生じて人の健康に係る被害又は生活環境 動 植 物 \mathcal{O} 生 息若

しくは生育に係る被害を生ずる」に改める。

第十七条第二項中 届 出 使用 者は、 第 種特定化学物質を使用する」 を 許 可 `製造業者、 業として第

種特定 化学物質又は政令で定め る製品 で第 種特定化学物質が使用されてい るもの (以 下 「 第 一 種 特定化

学物質等」という。)を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者 特定化学物質等取 扱事業者」という。) は、 第一 種特定化学物質等を取り扱う」に改め、 同条 (以下「第一種 の次に次の

一条を加える。

(表示等)

第十七条の二 厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣は、 第一種特定化学物質ごとに、 第一 種特定化

学物質等の容器、 包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置

に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 第 種 ·特定: 化学: 物質 (等取. 扱 事 、業者は、 第 種 特定化学物質等を譲渡 又は提供するときは、 厚生労

働 省令、 経済産 業省令、 環境省令で定めるところにより、 前項 の規定により告示されたところに従つて

表示をしなければならない。

第十八条第二項中 届 出使用者」 を 「第一種特定化学物質等取扱事業者」に、 「前条第二項」 を 第十

七 条第二項」に、 第一 種特定化学物質を使用 L て を 「 第 一 種特定化学物質等を取 り扱 つて」に、 「第

種特 定化学物質 の使用」 を 「 第 種特定化学物質等の 取扱 [\ _ に改め、 同 条に次の 項を加える。

等

3 厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣は、 前条第二項の規定に違反する第一種特定化学物質等取

扱 事 業者が あるときは、 当該 第 種 特定化学物質等取 扱事業者に対 Ļ 同 条第一項 \mathcal{O} 規定により告示さ

れ たところに従 つて 表 「示すべきことを命ずることができる。

第二十一条第 項中 こに を 。 い ずれかに」 に改 め、 同 項第三号中 「第十八条第 項 を 「第十八条

に改める

第二十七条第一項中 「を使用する者その他の業として第二種特定化学物質」を「又は政令で定め る製品

使用されているもの

(以 下

「第二種特定化学物質等」

という。)

を使

用す

る者そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

業として第二

種

特

定

化学物質等」

に、

「こ*の*:

節

に

お

1

7

取

扱

事

業者」

を

「第二種

特

定

化

学:

物質

で第二種

特定化学物質が

等 菆 扱 事 業者」 に 改 め、 同 条第二 項中 取 扱事業者」 を 第 種 特定化学物 質 等 取 扱 事 業者」 に 改 8 る。

第二十八条第一項中 「第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特 定化学物質が 使用され てい

るも <u>0</u> を 「第二種 特定化学物質等」 に改 め、 同 条第二項中 取 扱事業者は、 第二種 特定化学 物 質又 は 前

項 \hat{O} 政 令で定め る製品で 第二種 特定化学物質が 使用されてい るも \bigcirc を 「第二 種特定化学物質 等取 扱 事業

者は、 第二種 特定化学物質等」 に、 同 項 を 前 項」 に改め、 同条第三項中 取 扱事 業者」 を 「第二種

特定化学物質等取扱事業者」に改める。

製造 第三十 \mathcal{O} 事 · 条 中 業を営む者、 「 以 下 」 を 業として当該監 「第三十一条 視 の二において」に、 化学物質又は 第二 種 「当該監視化学物質又は第二種特定化学物質の 特 定 化学物質 を使用する者 その 他 \mathcal{O} 業

当 該 監 視 化学物質 又は 第二 種 特定化 学 物 質 を取 り 扱う者」 を 当 該 第 種 監 視 化 学 物 質 に係 る 第 種 監 視

化学: 物質取 扱事業者、 当該第二 種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質 の製造 0) 事 業を営 「む者、 業

化学物質若 して当該第二 しく 種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を使用する者その他 は第一 三種監視 化学物質を取 ŋ 扱う者又は当該第二 種特定化学物質に係る第二 の業として当該第二 種 ·特定: 化学物 種 監 視

質等取扱事業者」に改める。

第三十一 条 の 二 第 項 中 第三条第 項第五号若しくは第四 条 か 二 第四 項 0) 確 認 に 係る新規 化学 物 質

を削 「その製造」 を 「その製造し、 に改め、 同条第二項中 前 項」 を 「第一項 (第二 項 12 お *(* \ 7

準 甪 する場合を含む。) 又 は 前 項」 に改 め、 報告対 象物質」 (T) 下に 「又は第二項に お 7 て 準 用する第

項 \mathcal{O} 報 告に係 る新 規 化学 物質」 を加 え、 同 項 を同 条第四 項とし、 同 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に次 の二項 を 加 え

前 項 本文 の規定は、 第三条第 項第五号若 しくは第六号又は第四 条 の二第四 項 0 確 認 に保 る新 規 化学

2

物質の製造又は輸入の事業を営む者 (当該確認を受けた者に限る。) 、第四条第四項 (第四条の二第九

項にお () て読み替えて準用する場合を含む。)に規定する通知 に係る新規化学物質 の製造又は輸 入 の事

業を営 む 者 (当該 通知を受け た者に限る。 及び第五 条の二第二項に お 7 7 準 用する第四 条第四 項 E 規

定す Ź 通 知 を受け た者か ら当 該 通 知 に 係 る新 規化学 物 質 を業として輸 入する者に つい て 潍 用 す

3 監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造 又は輸入の事業を営む者は、 その製造し、 又は輸入した

監視化学物質又は第二種特定化学物質について、 厚生労働省令、 経済産業省令、 環境省令で定め る組成

性 状等に関す ん知見 (公然と知られ てい ない ŧ Oに限 り、 第五条の四 第一 項、 第二十四 [条第 項、 第

二十五 条 の三第 項又 は第 項 \hat{O} 規 定 に ょ ŋ 報告す × きも のを除く。 を有してい るときは 厚 生 労 働

省令、 経 済産業省 令、 環境省令で定めるところにより、 その旨 及び当該知 見の内容を厚生労働 大臣 経

済産業大臣及び環境大臣に報告するよう努めなければならない。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

(取扱いの状況に関する報告)

第三十一条の三 主務大臣 は、 こ の 法律 い施行 に必要な限度にお 1 . て、 第一 種監視化学物質 取扱事 ,業者, 又

は第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その取扱いに係る第一種監視化学物質又は第二種特定化学

物質等の取扱いの状況について報告を求めることができる。

第三十二条第一 項 中 「若しくは第五号」 を 「から第六号まで」 に改め、 同 条第二項中 届 出使用 者」 を

「第一種特定化学物質等取扱事業者」に改める。

第三十三条第一項中「若しくは第五号」を「から第六号まで」に改め、 同条第二項中「届出使用者」

を

「第一種特定化学物質等取扱事業者」に改める。

第三十四条を第三十四条の二とし、 第三十三条の三の次に次の一条を加える。

(通知)

第三十四条 厚生労働大臣、 経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に 関す

る知見等を得た場合において、 当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資するため、 必要に応じ

当該 他 の法律 の施行に関する事務を所掌する大臣に対し、 当該知見等の内容を通知するものとする。

第三十九条第一 項第一号中 「による命令」 の 下 に 「(許可製造業者に対するものを除く。)」 を加え、

「項第三号を同項第四号とし、 同項第二号中 「除く。)、」 の下に「第三十一条の三若しくは」 を加え、

同

同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

第十八条第二 項の規定による命令 (許可製造業者に対するものに限る。) に関しては、 経済産業大

臣

第三十九条第二項第二号中 「基準」 の 下 に 許 可製造業者に係るものを除く。)」 を加え、 第 種

特定化学物質を使用する者」を 「 第 一 種特定化学物質等取扱事業者」に改め、 同項に次の一号を加える。

三 第十七条第二項の技術上の基準 (許可製造業者に係るものに限る。) に関しては、 厚生労働大臣、

経済産業大臣及び環境大臣の発する命令

第四 + · 条 中 「第 五. 条の 兀 第 項 の 下 に \neg 第五条の六」を、 「第十五 条第 項 \mathcal{O} 下に 第 + 七条

第二項、 第十七条 の二第一 項」 を加え、 並びに第三十一条 の二第一項」を「、 第三十一条 の二第 項

同 条第二項において準用する場合を含む。)及び第三項並びに第三十一条の三」に改め、 「第十三条第

項」 の 下 に 「、第十七条第二項、 第十七条の二第一項」を加え、 「及び第二十八条第 項」 を

七 条第一項、 第二十八条第 項、 第三十条及び第三十一条の三」 に改め、 使用 に ついては」 の下に 「第

五条 の六、」 を加え、 「及び第三十条」を \neg 第三十条及び第三十一条の三」 に改める。

第四十一条第一項第一号中「若しくは第二十六条第一項」を「、 第十七条第二項、第二十六条第一項若

しくは第二十七条第一項」に改める。

第四 十七条第二号中 「第三十一条の二第一 項」 の 下 に (同条第二項において準用する場合を含む。

」を加える。

第二条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制 (第三条 第七条

第三章 一般化学物質等に関する届出 (第八条)

第四章 優先評価化学物質に関する措置 (第九条—第十二条)

第五章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 監視化学物質に関する措置 (第十三条—第十六条)

第一種特定化学物質に関する規制 (第十七条-—第三十四条)

第六章 第二種特定化学物質に 関する規制 (第三十五条 一第三十七条)

第七章 雑則 (第三十八条-第五十六条)

第八章 罰則(第五十七条—第六十三条)

附則

5

該

化学

物質が第三

項

各号

 \mathcal{O}

7

ずれ

に

も該当しないことが

7明ら

か

であると認め

5

れず、

か

つ、

その

知

見及

第二条第四項中 第 種監視化学物質」 を 「監視化学物質」に改め、 同条第五項を次のように改める。

この 法律に お 7 7 優 **先**評 価化学物質」とは、 その化学物質に関 して得られてい る知 見か らみて、 当

U その 製 造 輸 入 等の 状 況か 5 つみて、 当該: 化学: 物 質 が 環境 に お 1 7 相当 程 度残留し 7 7 る カコ 又 は そ \mathcal{O}

状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、 当該化学物質による環境 の汚染により人 0 健

康 に係る被害又は生活 環境動 植 物 の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれが ない · と認 めら ħ ない

ŧ ので あるため、 その 性 状に 関する情 報 私を収集が Ĺ 及びその使用等 の状 況を把握することにより、 その

おそれ が あるも のであるかどうかに つ 1 ての 評 価 を優先的 に行う必要が あると認めら れる化学物質とし

て厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

第二条第六項を削 り、 同条第七項第一号中 「第四条の二第九項」を 「第五条第九項」に、 「第五条の二

第二項」 を 「第七条第二項」に改め、 同項第四号を次 のように改める。

のを含む。)

兀

優先評

価

化学

物質

(第十一条

(第二号ニに係る部分に限る。

の規定により指定を取り消され

たも

第二条第七項中第五号を削り、第六号を第五号とし、 同項に次の一号を加える。

六 附則第四 条 \bigcirc 規定により厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣が 公示した同条に規定する表に

記 載されている化学物質 (前各号に掲げるも のを除く。)

第二条第七項を同 条第六項とし、 同 項 0) 次に次の一項を加える。

7 この法律において「一 般化学物質」とは、次に掲げる化学物質 (優先評価化学物質、 監視化学物質

第 種特定化学物質及び第二種特定化学物質を除く。) をいう。

前 項第一号、 第五号又は第六号に掲げる化学物質

第十一 条 (第二号ニに係る部分に限る。 の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化

学物質

第二条第八項を削り、 同条第九項中 「第一種監視化学物質又は第二種監視化学物質」 を 「監視化学物質

又は優: 先 評 価 化学物質」 に改 め、 同 項 を同 条第 八項とし、 同 条第 十項を削

る。

第三 一条第 項 第 号 中 「第 五. 条 の二第 項」 を 「第七条第一 項」に、 同 条第 項第五号」 を 同 条第

に改め、 同条第二項中 「第四・ 条の二第四項」を 「第五条第四項」 に改める。

項第二号から第五号までのいずれか」

に改め、

同

項第五号中

「第四条の二第一

項」を

「第五条第

項

第四 · 条 第 項第二号 口 (1) 中 「第二条第六項第一 号に該当する」 を 動 植 物 0 生息又は生育に支障

す おそれ が ·ある」 に、 限 る を 限 り、 第二条第二 項第一号に該当す ろも のを除く」 に改め、 同 条第三

項中 「第 七 項」 を 「第五項」 に改 め、 同 条第四 項中 第 項第五号」 を 「 第 一 項第二号から第五号までの

1 ず れ か に改め、 同項に次のただし書を加える。

ただし、 第二条第五 項の規定による指定をされたものについては、 この限りでない。

第四条中 第 五項及び第六項を削 ŋ 第七 項を第五項とし、 第八項を第六項とする。

第四 十八条中 「第三十三条の二」 を 「第四 十五条」 に改め、 同条を第六十三条とする。

を及ぼ

六条第二項、 条第二項」を「第八条第 第四十七条第一号中「第十条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第二十条第一項又は第二十六 第二十七条第二項、 項 (同 第三十二条第一 一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項、 項又は第三十五条第二項」 に改め、 同 条第二号中 第二十

十 条の二第一項」 を 「第四十一 条第一項」に改め、 同条を第六十二条とする。

第五十八条第一号」 第四十六条第一号中「第四十二条」を「第五十七条」に改め、 に改め、 同条第三号中「第四十三条第三号、 第四十四条」を「第五十八条第三号、 同条第二号中「第四十三条第一号」を「 第

五十

九条」

に改め、

同条を第六十一条とする。

中 項、 第四 項又は第三十五条第六項」に改め、 「第三十三条第 第二十三条第一項、 十 五 条第一号中 一項」を 「第十九 第二十五条の二第一項又は第二十六条第六項」を 「第四十四条第一項」に改め、 条第一項」 同条第三号中「第三十二条」を「第四十三条」に改め、 を 「第三十一条第一項」に改め、 同条を第六十条とする。 同条第二号中 「第九条第一項、 「第五 第十三 同条第四号 条 の三第 一条第

第四 「第二十六条第一項」に改め、 十四条第一号中 「第十条第一 項」 同条第三号中「第十八条又は第二十二条第一項」を を 「第二十一条第 一項」 に改め、 同条第二号中 「第三十条又は第 「第十五 一条第 一項

三十四条第一項」に改め、 同条を第五十九条とする。

第四 十三条第二号中 第 五条」 を 「第六条」 に改め、 同条第三号中 「第五条の四第 項、 第二十四条第

六条第 項」 を 「第三十 五 条第一 項」 に改 め、 同 条 を第五 十八 条とす

項又は第二十五

条

の三第

一項」

を

「第十条第二

項又

人は第

十四四

条第

項」

に

改

め、

同

条第四

|号中

「第十七条第一項」に改め、

同

条第二号中

「第七条、

第十三条

第四十二条第一号中

「第六条第一項」を

項又は第十四条」を「第十八条、第二十四条第一項又は第二十五条」に改め、 同条第三号中

条第 一項」 を 「第二十二条第一項」 に改 め、 同 条第四号中 「第二十一条第一項」 を 「第三十三条第一 項

に改 め、 同 条第 五号中 「第二十二条第三項」 を 「第三十四 条第三項」 に改 め、 同 条を第五 十 七条とする。

第六章 を第八章とする。

第四十一条第一項第一号中 「第四条の二第八項又は第五条の四第二項」を 「第五条第八項又は第十四条

第二項」に、 「第十三条第一項、 第十四条、 第十七条第二項、 第二十六条第 項若しくは第二十七

項」 を 「第二十四条第一 項、 第二十五条、 第二十八条第二項、 第三十五 条第 項若しくは第三十六条第

項 に改め、 同項第二号中 「第四条第一項若しくは第二項又は第四条の二第八項 の判定に基づき」 を 次

条の 項に規定する手続に従い」に改め、 \mathcal{O} 兀 四 「第二項又は第二十四条第二項」 第 項又は第二十四 条第 項」 を「第十条第三項又は第十四条第二項」 同項第三号中「第四条の二第二項」を「第五条第二項」に、 を 「第十条第二 項又は第 + 应 [条第 項」 に改め、 に改い め、 同 項第四号中 同 項 第 五. 号 「第五条 「第五 「第

二十六条第四

項」

を

「第三十五

一条第四

項」

に改

め、

同

条第二項を次のように改

める。

2 する旨 により第三条第 厚生労働大臣 $\overline{\mathcal{O}}$ 判定をしたときは、 項の届記 経済産業大臣及び環境大臣は、 出に係る新規化学物質が第四条第一項第二号から第四号までのいずれ 遅滞なく、 当該化学物質につい 第四条第一項若しくは第二項又は第五条第八項の規定 て第二条第五項の指定をする必要が かに該当 あるか

第五章中第四十一条を第五十六条とする。

どうか

に

つい

て、

前

項の

政

令で定め

る審

議

会等

の意見を聴くものとする。

第四十条各号列記以外の部分を次のように改める。

お 第 1 次 7 十四条第一 の各号に掲げる物である化学物質については第三条、 準 一用す る場合を含む。)、 項、 第十六条、 第十七条第一項、 第九条第一 項、 第十八条、 第十条第一 第七条第一項、 第二十二条第一項、 項 及び第二項、 第八条第 第十二条、 第二十五条、 項 第十三条第 (同条第二項に 第二十六 一項

項、 + 第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、 の原材料としての化学物質の使用については第十二条、 1 1 条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、 · て 準 る次 四条の規定を、 第三十六条第一項、 用する場合を含む。) の各号に掲げる物については第二十四 第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第 第三十七条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、 及び第三項並 び 1条第一 に第四 1十二条 項、 第三十九条、 第十六条、 第二十八条第二項、 の規 定を、 第二十五条、 第四十一条第一項 第一 種 第二十九条第 特定化学 第二十六条第一項、 次の各号に掲げる物 物質 (同 が 条第二 使用, 項 及び されて 一項にお 第三 第

十八条、 二十八条第二項、 第三十 九条及び第四十二条の規定を適用せず、 第二十九条第 項、 第三十四条第三項、 当該各号に掲げる法律の定めるところによる。 第三十六条第一項、 第三十七条第一項、

第四十条を第五十五条とし、第三十九条の二を第五十四条とする。

二条第二項」 一十七条第二項若 第三十九条第一項第一号中 を「第四十三条第二項」に、 しくは第三十二条第一項」に、 「第十五条、 第十六条第二項若しくは第二十条第一項」を「第二十六条、 「第三十三条第二項」 「第十八条第二項」 を 「第四十四条第二項」に改め、 を 「第三十条第二項」に、 「第三十 同 項第

め、 二条第三項」を に、 二号中「第十八条第二項」を「第三十条第二項」に改め、 三項」に改め、同項第四号を削り、 同項第二号及び第三号中「第十七条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第五十三条とし 「第二十七条第一項」を「第三十六条第一項」に、 「第三十九条」 に、 第四十二条若しくは第四十三条第三項」に、 (第三種監視化学物質に係るものを除く。)、第三十一条の三若しくは第三十 同条第二項第一号中「第十九条第三項」を「第三十一条第三項」に改 「第二十九条」を「第三十八条」に、 同項第三号中「第二十二条」を「第三十四条」 「第三十三条第三項」 を 「第四十四 条第

を「第三十三条」に改め、 第三十六条第一項中「第二十一条第一項」を「第三十三条第一項」 同条を第五十条とする。 に改め、 同条第二項中 「第二十一条

第三十八条を第五十二条とし、第三十七条を第五十一条とする。

項又は第二十二条第一項」に改め、 第三十五条中「第六条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項」を「第十七条第一項、第二十一条第 同条を第四十九条とする。

項」 第三十四条の二第一号中 を「第三十条第二項」に改め、 「第十八条第一項」を 同条を第四十八条とし、第三十四条を第四十七条とし、 「第三十条第一 項」 に改め、 同条第二号中 「第十八条第 第三十三条

の三を第四十六条とし、第三十三条の二を第四十五条とする。

第三十三条第一項中 「第四条の二第四項」を 「第五条第四項」 に改め、 同条第二項中 「第二十六条第一

項」 を 「第三十五条第 項」 に改 め、 同条第三項中 「第二十二条」を「第三十四条」 に改め、 同 条を第四

十四条とする。

第三十二条第一項中「第四条の二第四項」を「第五条第四項」に改め、 同条第二項中「第二十六条第一

項」を「第三十五条第一項」に改め、 同条第三項中「第二十二条又は第二十九条」を「第三十四条又は第

三十八条」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十一条の三中 「 第 種監視化学物質取扱事業者」 を 「優先評価化学物質取扱事業者、 監視: 化学物質

取 扱事業者」に、 第一 種監視化学物質又は」を「優先評価化学物質、 監視化学物質又は」 に改め、 同条

を第四十二条とする。

第三十一条の二第一項中 「監視化学物質」を「優先評価化学物質、 監視化学物質」に、 第四条第四

項 (第四: 条の二第九 項に お \ \ て読み替えて準用する場合及び第五条の二第二項におい て準用する場合を含

む。 の規定により公示された化学物質又は附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示 した同条

第一 を の二第四項」を 七 項」 項又 を 「第 項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質」を「又は一般化学物質」に、 「第七条第二項」に改め、 は を + 第二十五 条第二項若 「第四条第五項」 「第五条第四 条 の 三 しく 第 は 第十 に、 項 項」 同 应 「第五 [条第 に、 を 条第三項中 「第 条 「第四条の二第九項」を + 項」 O条第二 匹 第 に 「監視化学物質」 改 項、 め、 項 文は 同 第二十四条第一 第 項 十四四 ただ を 条 第 L 「第五条第九項」に、 書中 「優先評 項若しくは第二十五条 項」 第 五 価化学物質、 に 条 改 め \mathcal{O} 兀 第 同 条 監視 第五条 第二 項、 第 の三第 化学物質 項 の 二 ---中 <u>一</u> 十 「第四条第 一第二二 第 匹 条第 項 匹 に 項 条

に 該当す に改 め、 る 同 疑 条第 1 が あ 兀 る 項 中 を 又 第 八は第四 匝 項 各号若しくは第六 項各号の V ずれかに該当す 八項各号 \mathcal{O} 71 ź ず 'n に カン 改 に め、 該 当 Ļ 同 条を第四 又 は 同 十 条 第 三項 第 号 第

三十一条を第四十条とする。

第

五

条

 \mathcal{O}

几

第

項、

第二十四

1条第一

項、

第二十五条

の三第

項」

を

「第十条第二項

第

+

匹

条第

項

視化学 にお 第三十条中 V) 物 7 質に係 「監 視 「 第 化学 る第 物質」 種監! 種監視: 視 と総称する。 化学物質、 化学物質取扱事 第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質 _ 業者、 を 優 当該第二種 先 評 価 化学物質、 監視化学物質若しくは第三種監視 監 視 化学物質」 に、 (第三十一条の二 当 該 第 化学物質 種 監

 \mathcal{O} 製造の事業を営む者、 業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を使用する者その

他 の業として当該第二種 |監視化学物質若 しくは第三種監視化学物質を取り扱う者」を 「当該優 先評 価 化学

物質 に係る優先評 価 化学物質取 扱 事業者、 当該監視化学物質 に係る監視化学物質取扱 事業者」 に改 め、 同

第五章を第七章とする。

条を第三十九条とし、

第二十九条を第三十八条とする。

第11章を第十章でです。

第四 章第三節中第二十八条を第三十七条とし、第二十七条を第三十六条とする。

第二十六条第四項中 「第二十八条」を「第三十七条」に、 「が生じる」を「を生ずる」 に改め、 同 条第

七 項中 「第十三条第二項」 を「第二十四条第二 項」 に改 め、 同条を第三十五条とする。

第四 章 0) 章 名、 同 章 第一 節及び第二節 並 び に同 章 第三節 \mathcal{O} 節 名 を削 る。

第二十二条第三項第一号中 「第七条」を「第十八条」 に改め、 同 項第二号中 「第十一条第一項」を 「第

二十二条第 一項」に改め、 同項第三号中 「第十三条第一項」 を 「第二十四条第 項」 に改め、 同項第四号

中 「第十四条」 を 「第二十五条」 に改め、 同 条を第三十四条とし、 同条 の次に次の章名を付する。

第六章 第二種特定化学物質に関する規制

項」を 第二十一条第一項第一号中「第八条第一号」を「第十九条第一号」に改め、 「第二十一条第一項」に改め、 同項第三号中「第十八条」を「第三十条」に改め、 同項第二号中「第十条第一 同 項第四号中

第三十一条第一項」を 「第四十条第一項」 に改め、 同条第二項中 「第十二条第二項」を 「第二十三条第二

項」に、 「第八条第一号」を「第十九条第一号」に改め、 同条第三項中 「第六条第三項」を 「第十七

三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十条第三項中 「第六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条を第三十二条とし、 第十九条を

第三十一条とする。

第十八条第一項中 「第九条第二号」を 「第二十条第二号」に改め、 同条第二項中 「第十七条第二項」 を

「第二十八条第二項」に改め、 同条を第三十条とし、第十七条の二を第二十九条とする。

第十七条第一項中「第九条第二号」を「第二十条第二号」に改め、同条を第二十八条とする。

第十六条第一項中 「第十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、 同条第三項中 「第六条第三項」

を 「第十七条第三項」 に改め、 同条を第二十七条とする。

第十五条第三項中 「第六条第三項」を 「第十七条第三項」に改め、 同条を第二十六条とし、 第十四条を

第二十五条とし、第十三条を第二十四条とする。

第十二条第二項中 「第八条」を「第十九条」に改め、 同条を第二十三条とする。

第十一条第三項中 「第六条第三項」を 「第十七条第三項」に改め、 同条を第二十二条とする。

第十条第 項中 「第六条第一 項」を 「第十七条第一項」に改め、 同条第二項中 「第六条第二項第 一号」

を 「第十七条第二項第一号」に改め、 同条第四項中 「第六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、 同条

を第二十一条とする。

第九条中 「第六条第一項」 を 「第十七条第一項」 に改め、 同条を第二十条とする。

第八条中 「第六条第一 項」 を 「第十七条第一項」 に改 め、 同 条第二号中「第二十一条」を「第三十三条

」に改め、同条を第十九条とし、第七条を第十八条とする。

第六条の前の見出しを削り、 同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「(製造の許可)」

る。

化学物質を」に、 第 五. 条の六中 「第一種監視化学物質の」 「 第 一 種監視化学物質取扱事業者」 を 「監視化学物質の」に、 を「監視化学物質取扱事業者」 「第一種監視化学物質を」 に、 第一 を 種監視化 「監視

学物質である」を「監視化学物質である」に改め、 第三章第一節中同条を第十六条とする。

第 五. 条 0 五. (見出しを含む。) 中 「 第 一 種監視化学物質」 を 「監視化学物質」 に改 め、 同 条を第 十五条

とする。

第五 条 O匹 の見出 しを (監視化学物質に係る有 害性 \mathcal{O} 調 查 に改め、 同 条第一 項 中 「 第 種 監 視化

学物質」 を 「監視化学物質」に、 「生ずる」を「生じる」 に改め、 同条第二項中 第 種監視化学物質」

「監視化学物質」 に改め、 同条を第十四条とする。

第五

条の三中

「第

種監視化学物質」

を

「監視化学物質」

に改め、

同条を第十三条とする。

を

第 節 第 種 監視: 化学物質 に関する措置」 を 「第 節 監 視 化学物質に関する措置」 に改める。

第三章 を第五章とする。

第二章中第五条 の二を第七条とし、 同条の次に次の二章を加える。

第三章 般化学物質等に関する届 出

(製造 数 量等 \mathcal{O} 届 出

第八条 般 化学物質を製造し、 又は輸 入した者は、 経済産業省令で定めるところにより、 般 化学物質

ごとに、 毎年度、 前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届

け出なけ ればならない。 ただし、 次の各号のいずれかに該当するときは、 この 限りでない。

一 試験研究のため一般化学物質を製造し、又は輸入したとき。

0) 般化学物質に つき、 その者に係る当該 般化学物質 \mathcal{O} 製造数量 又は輸入数量 (当 該 般化学

物質を製造し、 及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量) が政令で定める数量に満 たない

とき

三 第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しない と認められる化学物質その 他 の同 条第五

項 に規定する評 価を行うことが必要と認め 5 れ ない ものとして厚生労働 大臣、 経済 産 業大臣 . 及び 環境

大臣が指定する化学物質を製造し、又は輸入したとき。

2 前項 (第三号を除く。) の規定は、 第四条第四項 (第五条第九項において読み替えて準用する場合を

含 む。) に規定する通知に係る新規化学物質を製造し、 又は輸入した者 (当該通知を受けた者に限る。

及び 前条第二項 にお 1 て準 用する第四 条第四項に規定する通知を受けた者から当該通知 に係る新規化

学物質を輸入した者について準用する。

第四章 優先評価化学物質に関する措置

(製造数量等の届出)

第九条 優先評 価 化学物 質 (第二条第三項各号のいず h かに該当することによ り第二種特定化学物質とし

て指定されてい るも 0) を除い \ \ • 以下この条、 第十二条及び第四 + 条にお V て同 を製造 又は

輸入した者は、 経済産業省令で定めるところにより、 優先評価化学物質ごとに、 毎年度、 前 年度 0 優先

評価 化学物質 の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出 ロなけれ いなけれ

ば ならない。 ただし、 次の各号のいず れか に該当するときは、 この 限 りでない。

試 験 研 究 0 ため 優 先評. 価 化学物 質 な製造 Ļ 又は輸 入したとき。

0 優先評 価 化学物質に つき、 その 者に係る る当 該 優 先評 価 化学物質 0 製造数量 又は輸 入数量 (当 該

優先評価化学物質を製造し、 及び輸入した者にあつては、 これらを合計した数量) が政令で定める数

量に満たないとき。

2 経済 産業大臣 は 優先評 価 化学物質ごとに、 毎年度、 前 項 \bigcirc 届 出 に係る前 年度 0 製造数量 一及び 輸 入数

量を合計 L た数量 を公表しなければならない。 ただし、 の優 先評価化学物質につきその製造数 量 及び

輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、 この限りでない。

(優先評価化学物質に係る有害性等の調査)

第十条 厚生労働 大臣、 経 済産 業大臣 及び環境大臣 は、 \mathcal{O} 優先評価化学物質に ・つき、 第二条第五 項に規

定す Ź 評 価を行うに当たつて 必要が あると認めるときは、 当該 優先評 価 化学 物質 \mathcal{O} 製 造 又 は 輸 入 \mathcal{O} 事 業

を営む者(これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。 次項にお į, 7 同 U

に 対 当該優先評価化学物質の性 状に関する第四条第五項に規定する試験であつて厚生労 働 省令

経 済 産業省令、 環境省令で定めるも \mathcal{O} 0 試 験成績を記載した資料 この提出を求めることができる。

2 厚 生労 働 大臣 経済 産 業大臣 及び環境 大臣 は、 厚 生労 働 省令、 経済 産業省令、 環境 省令で定め るとこ

ろに より、 \mathcal{O} 優 先評. 価 化学物質に つき、 前項 \mathcal{O} 試 験 成 績その 他 の当該優先評価 化学 物質に 関 L

れてい る知見からみて、 第二条第三項各号のいずれ かに該当すると疑うに足りる理由があると認める場

合であつて、 その性状及びその製造、 輸入、 使用等の状況からみて、 当該優先評価 化学物質が 同 項各号

 \mathcal{O} **(**) ず れ か に該当するも のであるとすれば、 当該! 優 先評. 価化学物質に よる環境 の汚染により 人 0 健 康に

係 る被 害又は生活 環境 蓟 植 物 0) 生息若 しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれるため、

当該 に至つたときは、 優先評価化学物質について同項各号の 当該 優 先評 価化学物質 の製造又は輸 いずれ、 かに該当するかどうかを判定する必要があると認める 入の事 業を営む者に対 Ļ 厚生労働 省令、 経 済産

業省令、 環境省4 令 で定め る有 害性 \mathcal{O} 調 査 (継 続 的 に当該 化学 物 質 が · 摂取 され る場合 12 お け る 人の 健 康 12

及ぼ、 す 影 響 又 は 継 続 的 に当 該 化学 物 質 が 摂取 され、 若しく はこ れ にさらされ る場 合 に お け る 生 活 環 境 動

植 物 の生息若 しくは生育に及ぼ す影響 に つい 0) 調 査をい · う。 第四 項に お į١ て 同 T. を行 \ \ \ その 結

果を報告すべきことを指示することができる。

3

厚 生労働大臣 経済 産 業大臣 及び 環境 大臣 は、 前 項 0 報告 が あつたときは、 その 報告に係 る優先評 価

化学 物 質 が 第二条第三 項 各号 \mathcal{O} 1 ず れ か に該 当するかどうか を判定 Ļ その 結果をその 報告 を L た者 に

通知しなければならない。

4 経 済 産 業大臣 は 第 項 0 規定による求めに係る試験又は第二項の規定による指示に係る有害性 (T) 調

査 に必 要な費 用 \mathcal{O} 関係する うる事 業者間 におけ る負 担 の公平に資するため、 特に必要が あると認 めるときは

当 該 試 験 又は当該 有害 性 0) 調 査 に要する費用 の負 担 \mathcal{O} 方法及び割合に関する基準を定めることができ

る。

(優先評価化学物質の指定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣は、 優先評価化学物質が次の各号のいずれかに該当

するときは、 その指定を取 り消 Ļ 遅滞なく、 その旨を公表 L なけ れ ば ならない。

又は監視化学物質に指定されたとき。

第

種特定:

化

学物

質、

第二

種

特定化学物質

(第二条第三項各号の

1

ずれ

にも該当する場合に限る。

前条第一項の資料の提出、 同条第二項の報告その他により得られた知見及びその製造、輸入、

等 の状 況からみて、 次のイか らニまでの いず れかに該当するとき。

イ れ 当該 7 1 る場合において、 [優先] 評 価化学 物質 当 が 該 第二条第三項第 優先評価化学 物質に 一号に該当することにより第二 ょ る環境 の汚染により生活環境 |種特定化学物質に 動 植 物 の生息又は 指定さ

生育に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。

口 当該優先評価化学物質が第二条第三項第二号に該当することにより第二種特定化学物質に指定さ

れて **\ る場合において、 当該優先評 価化学物質による環境 の汚染により 人の健康に係る被害を生ず

るおそれがないと認めるに至つたとき。

使用

ハ 当該優先評価化学物質が第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化学物質

に指定されている場合において、 当該優先評価化学物質が当該各号のうち他の号に該当すると認め

るに至ったとき。

= 当該 優先評 価 化学物質による環境 の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境 動 植物 0 生 息若

くは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。

(情報の提供)

第十二条 優先評 価化学物質の製造の事業を営む者、 業として優先評価化学物質を使用する者その 他 の業

として優先評 価 化学物質を取 り扱う者 (以 下 「優先評価 化学物質取扱事 業者」という。 は、 優 先 評価

化学物質 を他 0 事 業者 に . 対 ľ 譲渡 Ļ 又は提 供するときは、 その 譲渡 Ļ 又は提供する相手方 に 対 Ļ

当該! 優先評価化学物質の名称及びその譲渡し、 又は提供するものが優先評価化学物質である旨の情報を

提供するよう努めなければならない。

第五条中「から第六項まで」を削り、同条を第六条とする。

第四 一 条 の 二 第九項中 「前条第七項及び第八項」 を 「前条第五項及び第六項」 に、 第七項及び第八項

を 第五項及び第六項」に、 「から第八項まで」を「から第六項まで」に改め、 「から第六項までの

規定」 を削 り、 「第 四条の二第八 項」 を 「第五条第八項」 に改め、 同条を第五条とする。

附則第四条を次のように改める。

第四 条 厚生労働 大臣、 経 済 産 業大臣 及び環境大臣 は、 化学 物質 の審査 及び 製造等 \mathcal{O} 規 制 に 関する法 律 \mathcal{O}

部を改正する法律 (平成二十一年法律第三十九号。 以下この条において 「改正法」という。) 第二条

の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項 の規定により指定

た第二 種監視化学物質及び同 条第六項の 規定により 指定 した第三種監視 化学物質 0 名 称 を記 載 ĺ た表を

作成 これを改 正 法附則第 条第三号に掲げる規 定の施 行 0 日 に公示 L なけれ ば なら な

附則

(施行期日)

第 こ の 法律は、 公布 の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 次 の各号に掲げる規定 は、 当該各号に定め る日 から施行する。

次条第一項及び附則第五条の規定 公布の日

附則第八条の規定 この法律の公布 の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律 (平成二十 年法律第 号) 0) 公布 0 日 \mathcal{O} **,** \

ず んか! 遅 ** \ 日

1 範 囲 内 12 お 1 て 政 令で定め る日

 \equiv

第

二条並

びに

附

則第三条

(第三項を除く。

及び

第七条

 \mathcal{O}

規

定

公

布

 \mathcal{O}

日

から起算して二年を超えな

(経過 措置

第二条 厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行の日前においても、 第一条の規定に

よる改正 後 \mathcal{O} 化学 物質 0 審 査及び 製造等 \mathcal{O} 規制 に関す うる法律 (以下この条にお į١ . T 「新法」 という。 第

十 七条第二 項 文は 第二十 七 条第 項 \mathcal{O} 政 令 \mathcal{O} 制 定 又は 改正 の <u>立</u> 案 \mathcal{O} ために、 新法第四 十一条第 項 \mathcal{O} 政 令

で 定 め る審 議 会等 \mathcal{O} 意見を聴くことができる。

2 厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣が、 の報告対象物質 (新法第三十一条の二第一項に規定す

る報告対 象物質をいう。) が 新法第二条第六項各号のい ずれ かに該当し、 又は 同 条第三項第 号に該当す

る疑 1 が あると認 8 るに至 った場合に お け る新法第三十一条 の 二 第四 項 0 規定に よる措置に 0 **,** \ て は、 当

該報告 対 象物質が 環境 に お 1 て 相当程度残留していると見込まれるかどうかを考慮して講ずるものとする。

第三条 附則 第一条第三号に掲げる規定 の施行の際 現に第二条 の規定による改正前の化学物質 の審 査 一及び製

造 等 \mathcal{O} 規 制 に関する法律 (以下この条 に おい て 旧 法 という。 第二十四 [条第一 項又は第二十 五 条 の 三

第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る指示を受けて V) る 旧 法第二 一条第 五. 一項に 規 定する第二 種 監 視化 学 物 質 次 項 に お 1 7

第二 種 監 視 化 学 物 質 とい う。 又 は 同 . 条第-六 項に規 定す る第 種 監 視 化 学 物 質 次 項 に お 1 7 第三 種

監 視 化学 物質」とい う。 の製造又は輸 入の 事業を営む者が行うべき報告に 0 いて は、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ

2 附 則第一 条第三号に掲げる規 定 \mathcal{O} 施 行 0 際現に第二 一種監視: 化学物質又は第三 種監視化学物質 分につい て 旧

る。

法第三十 条 の二第 項 又 は 第三 項 に 規 定 す る 知 見 を得て 1 る第二種 監 視 化学 物 質 又 は 第三 種 監 視 化 学 物

質 \mathcal{O} 製造 又 は 輸 入 \mathcal{O} 事 業 を営む 者 が 行うべ き報告 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

3 第二条 厚生労働 O大臣、 規定による改 経 済 産 産業大臣 正 後の . 及び 化学物質)環境. 大臣 \mathcal{O} 審 は、 査 及び製造等 附 則 第 条第三号に掲げ の規 制 に関す んる法律 る規・ 定 (以下こ の施 行 の条 \mathcal{O} 日前 に に お お 1 て 7 ても 新

法 という。 第二 一条第一 五. 項 $\hat{\phi}$ 指定 \mathcal{O} ため に、 新法第五 十六条第 項の政令で定める審議会等 の意見を聴

くことができる。

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行 の際現に旧法第二条第四項の規定により指定されている第一 種監

視化学物質は、 新法第二条第四 項 \mathcal{O} 規定により指定された監視化学物質とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四 条 \mathcal{O} 法 律 附 則 第 条第三号に掲 げる規定に あ って は、 当該: (規定) \mathcal{O} 施 行前に L た行為並 び に前 条

第 項及び第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により なお従前 の例によることとされる場合にお ける同号に掲げる規定の 施 行 後

にし た行為に対する罰則 の適 用については、 なお従前 の例による。

(政令への委任)

第五 条 \mathcal{O} 附 則 に規 定す Ź ₽ O \mathcal{O} ほ か、 こ の 法律の施 行 に関 L て必要な経過措置 (罰則 に関する経 過措置

を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政 府 は、 この 法 律 の施 行後五年を経過した場合において、 この法律による改正後の化学物質 の審査

及び製造 等 \mathcal{O} 規 制 12 関す る法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 状 況を勘案し、 必要が あ ると認めるときは、 同 法 0 規 定に つ いて

検討を加え、 その結 果に基 づい て 必要な措置を講ずるものとする。

、独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第七条 独立行政法 人製品評 価技 術基盤機構 法 (平成十一年法律第二百四号)の一 部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号の二中「第三十三条第一 項」 を 「第四· + -四条第 項 に改める。

行 政不服. 審 査法 \mathcal{O} 施行 に伴う関係法律 :の整: 備等に関する法律 \mathcal{O} 部 改正

附則第十一 条の次に次の一条を加える。 第八条

行政不

服審

査

法の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律の一

部を次のように改正する。

(化学物質 の審・ 査 及び製造等 規制 に関する法律の一 部改正に伴う経過措置

 \dot{O}

第十一条の二 この 法律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 が .化学: 物質 の審 査及び製造等 \dot{O} 規 制 に 関する法律 \mathcal{O} 部を改一 正 する法

律 (平成二十一年 法律第三十 ·九号) 附 則 第 条第三号に掲げ Ś 規定の 施 行 (T) 日 以後で ある場合に は、 第

二百四十三条中 「第三十三条の三」 とあるのは 「第四十六条」と、 「第三十七条」とあるのは 「第五十

条」とする。